同　意　書

　住宅・店舗リフォーム補助金（以下、「本補助金」という。）の申請に伴い、次のいず

れにも同意します。また、虚偽の申請を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、本補助金実施要綱第１２条に基づく交付決定を受けていない場合は本補助金の申請を辞退し、実施要綱１２条に基づく交付決定を受け補助対象工事を実施しているまたは補助対象工事は完了したが補助金の支払いを受けていない場合は実施要綱第１４条第１貢に基づき補助事業の変更・廃止の申請を行い、実施要綱第１７条に基づく補助金の支払いを受けていた場合は速やかに返還します。

1. 提出した申請内容に記載された情報が本補助金の事務等の為に第三者に提供される場合及び本補助金の交付等に必要な範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること。
2. 「住宅・店舗リフォーム促進補助金」申請の手引き等に従うこと。

３.　補助金の支払を受けた場合は、次年度から２年間（令和９年度まで）は申請が出来

ないものとする。

　令和　　年　　月　　日

　笠間市商工会長　様

　　　　　　　　　　　　（申請者）　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名